

# 教 職 課 程

# I 教職課程について

教員となるためには、教育職員免許法に基づき、教育職員免許状（以下「教員免許状」という）を取得しなければなりません。

教員免許状は、文部科学省より課程認定を受けた大学で所定の単位を修得したものに對し、各都道府県の教育委員会が授与するものです。

したがって、教員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位数以上に相当数の教職課程の科目の単位を修得しなければなりません。

あくまで教職課程は、教員の養成を前提とし教職に就く意志のあるものを対象に開設しています。

教職に就く意志がなく、資格さえ取ればよいといったような安易な姿勢で、教員免許状の取得を目指さないようにしてください。教職課程の手続きはガイダンス等で行いますので、将来の志望を十分に検討したうえで受講手続きをしてください。

（但し、幼児教育学科・児童教育学科の学生については、別途学科の指導を受けてください。）

## 1. 教員免許状について

### (1) 本学で取得できる免許状の種類と教科

学 部	学 科	免許状の種類と教科	
		中学校 1 種	高等学校 1 種
文 学 部	国際英語学科	「英 語」	「英 語」
	史 学 科	「社 会」	「地理歴史」
	心 理 学 科	—	「公 民」
	日本文化学科	「国 語」	「国 語」
教育学部	幼児教育学科	幼稚園 1 種	
	児童教育学科	小学校 1 種	
生活創造学部	生活文化学科	「社 会」	「公 民」
		栄 養 2 種	
	観光文化学科	「社 会」	「地理歴史」・「公 民」

### (2) 教員免許状取得の方法について

教員免許状を取得するには、基礎資格を満たす（卒業等）とともに、下表の教育職員免許法に定める科目・単位に基づいて、本学の指定する科目を履修しなければなりません。

下表で示された単位数は最低修得単位数ですので、本学で履修する科目・単位数は、この単位数を超える場合があります。

免許状の種類		基礎資格	大学における最低修得単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合 計
幼 稚 園	1 種免許状	学士の学位を有すること	6	35	10	51
小 学 校			8	41	10	59
中 学 校			20	31	8	59
高等学校			20	23	16	59
栄 養	2 種免許状	栄養士法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること	2	12	/	14

つぎに、**1. 基礎資格**、**2. 教科に関する科目**、**3. 教職に関する科目**、**4. 教科又は教職に関する科目**、**5. 介護等体験**について説明します。

教員免許状を取得するためには、自分で時間割を工夫し、必要な科目を履修しなければなりませんので、次に述べる事柄は必ず熟読してください。

また、免許状を取得するまで大事な手引きとなりますので、必要な時期に再読するようにしてください。

### 1. 基礎資格

幼稚園1種・小学校1種・中学校1種・高等学校1種の教員免許状を取得するためには、基礎資格として学士の学位を取得することが必要です。したがって、「卒業」することが教員免許状取得の前提条件になります。

栄養2種の免許を取得するためには、生活文化学科を卒業することが前提条件になります。

また、必ず次の表の科目を修得していることが教員免許状取得の条件です（教育職員免許法施行規則第66条の6）。必ず1・2年次に修得してください。

免許法上の規定		開設授業科目	
日本国憲法	2単位	「日本国憲法」	2単位
体育	2単位	「健康スポーツ論」	2単位
		「スポーツ(1)～(8)」	2単位
外国語コミュニケーション	2単位	「英語Ⅰ(1)(2)」「英会話Ⅰ(1)(2)」「英会話Ⅱ(1)(2)」「EIAⅠ(1)(2)」「EIAⅡ(1)(2)」※1 「観光英語基礎Ⅰ」「観光英語基礎Ⅱ」※2	2単位以上
情報機器の操作	2単位	「情報処理(1)(2)」	2単位以上

※1「EIAⅠ(1)(2)」「EIAⅡ(1)(2)」は国際英語学科のみ。

※2「観光英語基礎Ⅰ」「観光英語基礎Ⅱ」は観光文化学科のみ。

### 2. 教科に関する科目

教科に関する科目は、教員として直接担当する教科を専門的に研究することを目的として学びます。

たとえば中学校1種「社会」の免許状を取得する場合であれば、歴史や地理等について専門的な知識を持つことが求められます。

本学では各免許状を取得するにあたって各教科の基礎的な知識を身につけることに配慮し、カリキュラムが構成されています。

### 3. 教職に関する科目

教職に関する科目は、教員としての専門的な教養・知識・技術を養うことを目的として学びます。

教職の意義や教科の指導方法に関する科目や幼児・児童・生徒の理解や人格形成にかかわる科目、教育実習等が該当します。

### 4. 教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」で修得した単位数と「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」において、定められた最低修得単位数を超えて修得した単位（余剰の単位）について、幼稚園1種で10単位、小学校1種で10単位、中学校1種で8単位、高等学校1種で16単位を「教科又は教職に関する科目」の単位として取得しなければなりません。

中学校又は高等学校の「教職に関する科目」における各教科の指導法は、修得しようとする免許状の教科以外、余剰の単位として認定できません。

### 5. 介護等体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」の制定に伴い、小学校・中学校の教員免許状を取得する場合に、7日間の介護等の体験が義務づけられました。

この介護等体験は、大学が一括して教育委員会・社会福祉協議会に申請して、各施設の協力の下に行わせていただくものです。

「介護等体験（事前・事後指導）」の授業時に行われる指導に従って手続きを行ってください。

詳細は、教職課程ガイダンス時に発表しますが、本学としての対応は、次の通りです。

- ①小学校・中学校の教員免許状を希望する場合は、2年次「介護等体験（事前・事後指導）」の授業に出席してください。
- ②原則として、教育実習の前年度までに7日間の介護等体験を行い、施設長により「介護等体験証明書」を発行していただきます。
- ③介護等体験による授業の欠席は、体験期間について申し出があった場合、「公欠」を認めます。体験前に行われるオリエンテーション・ガイダンス等は、公欠として取り扱いません。理由のある欠席として「欠科届」を記入し、各科目担当教員へ提出してください。

- ④小学校・中学校の教員免許状取得希望者は、教育実習の前年度までに「介護等体験」を終了していなければなりません。

## 2. 教育実習について

### (1) 教育実習とは

教育実習は、教育職員免許法に基づき、大学で学んだ理論・実技を学校教育の現場において実際に経験することにより、教員となるための基礎的な能力と態度を養うことを目的として実習する必修科目です。

幼稚園の教員免許状を取得するために必要な教育実習は、5単位です。5単位のうち1単位は「教育実習演習(事前・事後指導)」で、あとの4単位は幼稚園現場での実習となります。

小学校の教員免許状を取得するために必要な教育実習は、5単位です。5単位のうち1単位は「教育実習演習(事前・事後指導)」で、あとの4単位は学校現場での実習となります。

中学校の教員免許状を取得するために必要な教育実習は、5単位です。5単位のうち1単位は「教育実習演習(事前・事後指導)」で、あとの4単位は学校現場での実習となります。

また、高等学校の免許状のみを取得する場合は、教育実習は3単位ですから、学校現場における実習は2単位となります。

したがって、中・高の教員免許状を両方取得する場合には、教育実習は5単位必要です。

栄養の教員免許状を取得するために必要な教育実習は、2単位です。2単位のうち、1単位は「栄養教育実習演習(事前・事後指導)」で、あとの1単位は学校現場での実習となります。

### (2) 教育実習受講資格及び条件

教育実習は、将来教員を目指す人のために、実習校の教育的配慮・好意によって受け入れていただくものです。

また、教育実習は、教育の現場に実際に参加し、実習生として責任ある立場で臨まなければならないものですから、受講資格については厳しい条件が要求されます。本学では、次の事項が教育実習の受講資格および受講許可条件となります。

教育実習は、下記の①～⑩の規定の条件を満たさない場合、受講資格を喪失することになります。

なお、幼児教育学科・児童教育学科の教育実習受講資格及び条件については、学科ガイダンス時に説明します。

- ①卒業後、教員として就職することを強く希望するとともに、実習期間中は教育実習に専念してください。

したがって、教育実習期間中は就職活動などほかの活動は禁止します。

- ②2年次終了までに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」に関する科目から、それぞれ2単位修得しなければなりません。

- ③3年次前期終了までに、原則として修得すべき「教科に関する科目」の4/5は、「B以上」でなければなりません。

- ④原則として、「卒業に必要な単位数」を次のとおり修得済みでなければなりません。

- ・2年次終了までに60単位以上
- ・3年次終了までに80単位以上

- ⑤3年次終了までに「教職に関する科目」のうち、「生徒指導(中・高)」、「進路指導(中・高)」、「教育相談」のいずれか1科目以上を修得済みでなければなりません。

- ⑥3年次終了までに「教職に関する科目」のうち、原則として次の科目すべてを「B以上」で、修得しなければなりません。

「教職入門」、「教育原理」、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「教育心理学」、「特別活動の理論と方法」。

上記科目の出席は、特に良好でなければなりません。遅刻は3回で欠席1回とします。

- ⑦「教育実習演習(事前・事後指導)」の出席は、特に良好でなければなりません。遅刻は3回で欠席1回とします。

- ⑧教職課程ガイダンスは、必ず出席してください。あらかじめ届け出なく、2年次後期以降の教職課程ガイダンスを欠席した場合は、教育実習の受講資格を喪失することになります。

(教職課程ガイダンスの実施については、教職課程掲示板により知らせますので、絶えず注意して見てください。)

- ⑨教職関係の届や提出物は、指定する期日までに必ず提出してください。提出できない事情がある場合には、あらかじめ申し出てください。

- ⑩「教育実習費等」を納入し、「教職課程履修申込書」を提出し、かつ「教育実習申込手続き」を完了させてください。申し込み後の取り消しや実習中止は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情で「教育実習」を辞退する場合には、「教育実習辞退届」に教職課程担当教員の認印を受け、修学支援室に提出してください。

### (3) その他の注意

- ①教育実習を受け入れてくれる学校(実習協力校)の所在する地域によっては、その所轄行政区で教員採用試験を受けた者、あるいは当該年度に受験予定の者でないと教育実習が許可されない場合があります。  
また、指定校制度をとっている地域や、大学の履修基準とは別に市町村教育委員会での面接などの審査がある地域もありますので、注意してください。
- ②介護等体験による授業の欠席は、体験期間について申し出があった場合、「公欠」を認めます。  
体験前に行われるオリエンテーション・ガイダンス等は、公欠として取り扱いません。  
理由のある欠席として「欠科届」を記入し、各科目担当教員へ提出してください。

### 3. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法により、各都道府県教育委員会が授与するものです。  
したがって教育職員免許法に定める単位を取得した者は、原則的には個人が居住する都道府県教育委員会に免許状授与の申請をすることによって、教員免許状を取得することができます。これを個人申請といいます。  
学生の便宜を図るために、大学が一括して教育委員会に免許申請する場合を「一括申請」といいます。  
一括申請の場合は、教員免許状を卒業式に取得することができます。  
一括申請の手続きは、卒業年度の11月の教員免許状一括申請ガイダンスから手続きが始まりますので、必ず出席してください。

#### ●教員免許状授与に関する規定

教育職員免許法により、次の第3号から第7号までの規定に該当する者には教員免許状は、授与されません。(教育職員免許法第5条第1項)

- 3号 成年被後見人又は被保佐人
- 4号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (1) 一括申請

##### 一括申請の要件

- ①3月卒業見込みの者(本学では第1回卒業確定者)
- ②教育職員免許法にもとづいて単位を修得した者
- ③教員免許状申請に必要な全ての単位を修得(見込)している者
- ④教育実習を実務経験で振り替えない者

#### (2) 個人申請

一括申請の①～④の要件に該当しない場合には、各自が直接、居住する各都道府県教育委員会に個人申請することになります。教育委員会によっては、手続き書類の様式が異なりますから、申請先の教育委員会で指導を受けてから手続きを行うようにしてください。

なお、1月～3月中は、個人申請を受け付けない教育委員会もあります。

個人申請の場合は、4月あるいは5月に教員免許状が発行となる場合があります。

## Ⅱ 教職に関する科目

### 国際英語・史・心理・日本文化・生活文化・観光文化学科

免許法施行規則に定める科目区分等			開設授業科目	単位数		年次	備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数		必修	選択		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職入門	2		1	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理 学校と教育の歴史	2		2 2～4	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学 学習心理学	2		2 2～4	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行財政 教育社会学		2 2		2～4 2～4
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	中12 高6	教育課程論	2		2	
	・各教科の指導法		英語科教育法Ⅰ		2	2	該当教科の教育法Ⅰ・Ⅱについて必修
			英語科教育法Ⅱ		2	2	
			英語科教育法Ⅲ		2	3	
			英語科教育法Ⅳ		2	3	
			社会科教育法Ⅰ		2	2	
			社会科教育法Ⅱ		2	2	
			社会科教育法Ⅲ		2	3	
			社会科教育法Ⅳ		2	3	
			地理歴史科教育法Ⅰ		2	3	
			地理歴史科教育法Ⅱ		2	3	
			公民科教育法Ⅰ		2	3	
			公民科教育法Ⅱ		2	3	
			国語科教育法Ⅰ		2	2	
国語科教育法Ⅱ		2	2				
国語科教育法Ⅲ		2	3				
国語科教育法Ⅳ		2	3				
・道徳の指導法		道徳教育の指導法（中）	2		3～4	中1種免のみ	
・特別活動の指導法		特別活動の理論と方法（中・高）	2		2～3		
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法学	2		2～3		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	4	生徒指導（中・高）	2		3～4	
	・進路指導の理論及び方法		進路指導（中・高）	2		3～4	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		3～4	
教育実習		中5 高3	教育実習演習（事前・事後指導）	1		3・4	
			教育実習Ⅰ	2		4	
			教育実習Ⅱ		2	4	中1種免必修
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		4	
合計		中31 高23	中学校 31単位以上 高等学校 23単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ必要単位数を修得のうえ、中学校は合計31単位以上・高等学校は合計23単位以上修得しなければなりません。

教科に関する科目（20単位以上）＋教職に関する科目（中学校：31単位以上・高等学校23単位以上）＋教科又は教職に関する科目（中学校：8単位以上・高等学校：16単位以上）の合計59単位以上修得しなければなりません。

「各教科の指導法」は、修得しようとする免許状の教科以外、余剰の単位として認定できません。

### 幼児教育学科「幼稚園1種」

免許法施行規則に定める科目区分等			開設授業科目	単位数		年次	備考	
科目	各科目に含める必要事項	単位数		必修	選択			
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職の研究	2		1		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理 教育史	2		1 2～4		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学 発達心理学		2	2	1	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育法規（教育行政を含む） 教育社会学		2 2		2～4 2～4	2単位以上
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	18	カリキュラム論	2		2		
	・保育内容の指導法		幼児指導法総論		2	3		
			保育内容総論		2	1		
			保育内容健康の指導法	2		2		
			保育内容人間関係の指導法	2		2		
			保育内容環境の指導法	2		2		
			保育内容言葉の指導法	2		2		
			保育内容表現の指導法	2		2		
			保育内容演習(1)		2	3～4		
			保育内容演習(2)		2	3～4		
			保育内容演習(3)		2	3～4		
			保育内容演習(4)		2	3～4		
			保育内容演習(5)		2	3～4		
			幼児音楽指導法(1)		2	2～3		
			幼児音楽指導法(2)		2	2～3		
			幼児音楽指導法(3)		2	3～4		
			幼児音楽指導法(4)		2	4		
幼児造形指導法		2	2					
幼児体育指導法(1)		2	2～3					
幼児体育指導法(2)		2	3～4					
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		2		2				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法	2	幼児理解の理論と方法	2		2		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		カウンセリング概論	2		2		
教育実習		5	教育実習演習（事前・事後指導） 教育実習	1 4		3・4 3・4		
教職実践演習		2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		4		
合計		35	35単位以上					

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ必要単位数を修得のうえ、合計35単位以上修得しなければなりません。

教科に関する科目（6単位以上）＋教職に関する科目（35単位以上）の合計51単位以上修得しなければなりません。

### 児童教育学科「小学校1種」

免許法施行規則に定める科目区分等			開設授業科目	単位数		年次	備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数		必修	選択		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職入門	2		1	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理 学校と教育の歴史	2		1 2～4	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学 発達心理学		2	2～3 1	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行財政	2		2～4	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	22	教育課程論	2		2	
	・各教科の指導法		国語科教育法	2		2～3	
			社会科教育法	2		2～3	
			算数科教育法	2		2～3	
			理科教育法	2		2～3	
			生活科教育法	2		2～3	
			音楽科教育法	2		3	
図画工作科教育法		2		2～3			
家庭科教育法		2		2～3			
体育科教育法	2		2～3				
・道徳の指導法	道徳教育の指導法（小学校）	2		2～3			
・特別活動の指導法	特別活動の指導法（小学校）	2		2～3			
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学	2		2～3			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒・進路指導論	2		2～3	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		2～3	
教育実習		5	教育実習演習（事前・事後指導） 教育実習	1 4		3 3	
教職実践演習		2	教職実践演習（小学校）	2		4	
合計		41	41単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ必要単位数を修得のうえ、合計41単位以上修得しなければなりません。

教科に関する科目（8単位以上）＋教職に関する科目（41単位以上）＋教科又は教職に関する科目（10単位以上）の合計59単位以上修得しなければなりません。



### 生活文化学科「栄養2種」

免許法施行規則に定める科目区分等			開設授業科目	単位数		年次	備考
科目	各科目に含める必要事項	単位数		必修	選択		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職入門	2		1	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	教育原理 学校と教育の歴史	2	2	2 2～4	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学 学習心理学	2	2	2 2～4	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行財政 教育社会学		2 2	2～4 2～4	2単位以上
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	2	教育課程論	2		2	
	・道徳及び特別活動に関する内容		道徳教育の指導法（中） 特別活動の理論と方法（中・高）	2 2		3～4 2～3	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法学	2		2～3	
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	2	生徒指導（中・高）	2		3～4	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		3～4	
栄養教育実習		2	栄養教育実習演習（事前・事後指導） 栄養教育実習	1 1		3 3	
教職実践演習		2	教職実践演習（栄養教諭）	2		4	
合計		12	24単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中からそれぞれ1単位以上修得したうえ、合計24単位以上修得しなければなりません。

教科に関する科目（2単位）＋教職に関する科目（24単位以上）の合計26単位以上修得しなければなりません。

### Ⅲ 教科に関する科目

#### 国際英語学科（「英語」中学校1種・「英語」高等学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
英 語 学	英語音声学（1）	2		1	
	英語音声学（2）		2	1～2	
	英文法Ⅰ	2		1	
	英文法Ⅱ		2	1～2	
	言語学入門（1）		2	1～2	
	言語学入門（2）		2	1～2	
	言語学演習（1）（英語の歴史）		2	2	
	言語学演習（2）（英語の構造）		2	2	
	言語学演習（3）（英語の意味と機能）		2	2	
	言語コミュニケーション特講Ⅰ（ことばと社会）		2	3～4	
言語コミュニケーション特講Ⅱ（ことばと心理）		2	3～4		
英 米 文 学	イギリス文化史（1）	2		1～2	
	イギリス文化史（2）		2	1～2	
	アメリカ文化史（1）	2		1～2	
	アメリカ文化史（2）		2	1～2	
	国際文化演習（1）（イギリス文化論）		2	2	
	国際文化演習（2）（アメリカ文化論）		2	2	
	国際文化特講Ⅰ（イギリスと文化）		2	3～4	
	国際文化特講Ⅱ（アメリカと文化）		2	3～4	
英語コミュニケーション	ライティングⅠ	2		1	
	ライティングⅡ	2		2	
	ライティングⅢ		2	3	
	リスニングⅠ	2		1	
	リスニングⅡ	2		2	
	リスニングⅢ		2	3	
	言語コミュニケーション特講Ⅳ （ことばとコミュニケーション）		2	3～4	
	国際コミュニケーション特講Ⅱ （ビジネス・コミュニケーション）		2	3～4	
異文化理解	国際コミュニケーション演習（1）	2		2	
	インターナショナル・プログラム（1）		2	1～2	
	インターナショナル・プログラム（2）		2	2～3	
	国際文化特講Ⅳ （比較文化論 オセアニア・アジア・アフリカ）		2	3～4	
	ニュージーランド研修		2	2～4	
	キリスト教と文化		2	1～4	
合 計	20単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ1単位以上を修得したうえ、合計20単位以上修得しなければなりません。

### 史学科（「社会」中学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
日本史及び外国史	日本史研究入門（1）	2		1	
	日本史研究入門（2）	2		1	
	アジア史研究入門（1）	2		1	
	アジア史研究入門（2）	2		1	
	西洋史研究入門（1）	2		1	
	西洋史研究入門（2）	2		1	
	日本史概説（1）	2		2	
	日本史概説（2）	2		2	
	アジア史概説（1）	2		2	
	アジア史概説（2）	2		2	
	西洋史概説（1）	2		2	
	西洋史概説（2）	2		2	
	日本古代史		2	3～4	
	日本中世史		2	3～4	
	日本近世史		2	3～4	
	日本近・現代史		2	3～4	
	東アジア史		2	3～4	
	アジア古代文明論		2	3～4	
	西・南アジア史		2	3～4	
	ヨーロッパ古代文明論		2	3～4	
	ヨーロッパ中・近世史		2	3～4	
	ヨーロッパ近現代史		2	3～4	
	日本史演習（1）		4	3	
	日本史演習（2）		4	3	
	日本史演習（3）		4	3	
	アジア史演習（1）		4	3	
	アジア史演習（2）		4	3	
西洋史演習（1）		4	3		
西洋史演習（2）		4	3		
考古学概論		4	3～4		
日本美術史		2	1～3		
西洋美術史		2	1～3		
地 理 学 (地誌を含む。)	地理学概説（1）（自然環境）	2		1	
	地理学概説（2）（人文地理学）	2		2	
	地理学演習		4	3	
	地誌学	4		2～3	
「法 律 学、 政 治 学」	法学概論（1）（国際法を含む）	2		2～3	
	法学概論（2）（国際法を含む）		2	2～3	
	政治学概論（1）（国際政治を含む）	2		2～3	
	政治学概論（2）（国際政治を含む）		2	2～3	
「社 会 学、 経 済 学」	社会学概論（1）	2		2～3	
	社会学概論（2）		2	2～3	
	経済学概論（1）（国際経済を含む）	2		2～3	
	経済学概論（2）（国際経済を含む）		2	2～3	
「哲 学、 倫 理 学、 宗 教 学」	ワーク・ライフ論		2	1～4	
	哲学概論（1）	2		2～3	
	哲学概論（2）		2	2～3	
	倫理学（1）	2		2～3	
	倫理学（2）		2	2～3	
	宗教学概論	2		2～3	
合 計	46単位を必修とします。				

史学科（「地理歴史」高等学校1種）

免許法施行規則に 定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
日 本 史	日本史研究入門（1）	2		1	
	日本史研究入門（2）	2		1	
	日本史概説（1）	2		2	
	日本史概説（2）	2		2	
	日本古代史		2	3～4	
	日本中世史		2	3～4	
	日本近世史		2	3～4	
	日本近・現代史		2	3～4	
	日本史演習（1）		4	3	
	日本史演習（2）		4	3	
	日本史演習（3）		4	3	
	考古学概論		4	3～4	
	日本美術史		2	1～3	
外 国 史	アジア史研究入門（1）	2		1	
	アジア史研究入門（2）	2		1	
	西洋史研究入門（1）	2		1	
	西洋史研究入門（2）	2		1	
	アジア史概説（1）	2		2	
	アジア史概説（2）	2		2	
	西洋史概説（1）	2		2	
	西洋史概説（2）	2		2	
	東アジア史		2	3～4	
	アジア古代文明論		2	3～4	
	西・南アジア史		2	3～4	
	ヨーロッパ古代文明論		2	3～4	
	ヨーロッパ中・近世史		2	3～4	
	ヨーロッパ近現代史		2	3～4	
	アジア史演習（1）		4	3	
	アジア史演習（2）		4	3	
	西洋史演習（1）		4	3	
西洋史演習（2）		4	3		
人 文 地 理 学 及 び 自 然 地 理 学	地理学概説（1）（自然環境）	2		1	
	地理学概説（2）（人文地理学）	2		2	
	地理学演習		4	3	
地 誌	地誌学	4		2～3	
合 計	32単位を必修とします。				

心理学科(「公民」高等学校1種)

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
「法 律 学 (国際法を含む。)、 政 治 学 (国際政治を含む。)」	法学概論(1)(国際法を含む)	2		2~3	
	法学概論(2)(国際法を含む)		2	2~3	
	政治学概論(1)(国際政治を含む)	2		2~3	
	政治学概論(2)(国際政治を含む)		2	2~3	
「社 会 学、 経 済 学 (国際経済を含む。)」	社会学概論(1)	2		2~3	
	社会学概論(2)		2	2~3	
	経済学概論(1)(国際経済を含む)	2		2~3	
	経済学概論(2)(国際経済を含む)		2	2~3	
	ワーク・ライフ論		2	1~4	
「哲 倫 学、 宗 教 理 学、 心 理 学、 学、 学、 学」	心理学概論(1)	2		1	
	心理学概論(2)		2	1	
	発達心理学概論(1)		2	2	
	発達心理学概論(2)		2	2	
	社会心理学概論(1)		2	2	
	社会心理学概論(2)		2	2	
	臨床心理学概論(1)		2	2	
	臨床心理学概論(2)		2	2	
	実験心理学概論(1)		2	1	
	実験心理学概論(2)		2	1	
	児童心理学		2	2	
	発達臨床心理学		2	3	
	組織心理学		2	3	
	集団心理学		2	3	
	犯罪心理学		2	3	
	認知心理学		2	3	
	哲学概論(1)	2		2~3	
	哲学概論(2)		2	2~3	
	倫理学(1)	2		2~3	
	倫理学(2)		2	2~3	
宗教学概論	2		2~3		
合 計	20単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ1単位以上を修得したうえ、合計20単位以上修得しなければなりません。

日本文化学科（「国語」中学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学(1)(音声言語を含む)	2		1~2	
	日本語学(2)(音声言語を含む)		2	1~2	
	日本語の歴史(1)		2	2~3	
	日本語の歴史(2)		2	2~3	
	日本語教育入門		2	1~2	
	日本語教育史		2	1~2	
	日本文化専門演習Ⅳ(1)(日本語学)		2	3	
	日本文化専門演習Ⅳ(2)(日本語学)		2	3	
	文章表現法	2		1~3	
国文学 (国文学史を含む。)	日本文化入門(1)	2		1	
	日本文化入門(2)	2		1	
	古典文学を読む(1)		2	1~2	
	古典文学を読む(2)		2	1~2	
	近代文学を読む(1)		2	1~2	
	近代文学を読む(2)		2	1~2	
	日本文学と女性(古典)		2	2~3	
	日本文学と女性(近代)		2	2~3	
	日本文学史(1)	2		1~2	
	日本文学史(2)	2		1~2	
	王朝の文化と文学		2	2~3	
	近代の文化と文学		2	2~3	
	日本文化専門演習Ⅱ(1)(日本古典文学)		2	3	
	日本文化専門演習Ⅱ(2)(日本古典文学)		2	3	
日本文化専門演習Ⅲ(1)(日本近代文学)		2	3		
日本文化専門演習Ⅲ(2)(日本近代文学)		2	3		
漢文学	漢文学(1)	2		1~4	
	漢文学(2)		2	1~4	
書道 (書写を中心とする。)	書道学(1)	2		1~4	
	書道学(2)		2	1~4	
	日本文化実技Ⅰ(1)(書道)	1		1~3	
	日本文化実技Ⅰ(2)(書道)	1		1~3	
合計	20単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ1単位以上を修得したうえ、合計20単位以上修得しなければなりません。

日本文化学科（「国語」高等学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学(1)(音声言語を含む)	2		1~2	
	日本語学(2)(音声言語を含む)		2	1~2	
	日本語の歴史(1)		2	2~3	
	日本語の歴史(2)		2	2~3	
	日本語教育入門		2	1~2	
	日本語教育史		2	1~2	
	日本文化専門演習Ⅳ(1)(日本語学)		2	3	
	日本文化専門演習Ⅳ(2)(日本語学)		2	3	
	文章表現法	2		1~3	
国文学 (国文学史を含む。)	日本文化入門(1)	2		1	
	日本文化入門(2)	2		1	
	古典文学を読む(1)		2	1~2	
	古典文学を読む(2)		2	1~2	
	近代文学を読む(1)		2	1~2	
	近代文学を読む(2)		2	1~2	
	日本文学と女性(古典)		2	2~3	
	日本文学と女性(近代)		2	2~3	
	日本文学史(1)	2		1~2	
	日本文学史(2)	2		1~2	
	王朝の文化と文学		2	2~3	
	近代の文化と文学		2	2~3	
	日本文化専門演習Ⅱ(1)(日本古典文学)		2	3	
	日本文化専門演習Ⅱ(2)(日本古典文学)		2	3	
	日本文化専門演習Ⅲ(1)(日本近代文学)		2	3	
日本文化専門演習Ⅲ(2)(日本近代文学)		2	3		
漢文学	漢文学(1)	2		1~4	
	漢文学(2)		2	1~4	
合計	20単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ1単位以上を修得したうえ、合計20単位以上修得しなければなりません。

### 幼児教育学科（幼稚園1種）

免許法施行規則に 定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
国語	国語		2	2	
算数	算数		2	2	
生活	生活		2	3	
音楽	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ（1） 音楽Ⅱ（2）	2	2 2 2	1 2 2	
図画工作	図画工作Ⅰ 図画工作Ⅱ（1） 図画工作Ⅱ（2）	2	2 2 2	1 2 2	
体育	体育Ⅰ 体育Ⅱ（1） 体育Ⅱ（2）	2	2 2 2	1 2 2	
合計	6単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、合計6単位以上修得しなければなりません。



### 児童教育学科（小学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
国語 (書写を含む。)	国語		4	1～2	
	書写		2	1	
社会	社会		2	1～2	
算数	算数		4	1～2	
理科	理科		2	1～2	
生活	生活		2	1～2	
音楽	音楽		2	1～2	
図画工作	図画工作		2	1～2	
家庭	家庭		2	1～2	
体育	体育		2	1～2	
合計	8単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、合計8単位以上修得しなければなりません。

生活文化学科（「社会」中学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
日本史及び外国史	日本史（1）	2		1～3	
	日本史（2）		2	1～3	
	世界史（1）	2		1～3	
	世界史（2）		2	1～3	
	考古学		2	1～3	
	日本美術史		2	1～3	
	西洋美術史		2	1～3	
地理学 (地誌を含む。)	地理学概説（1）	2		2～3	史学科開設
	地理学概説（2）		2	2～3	史学科開設
	地誌学	4			史学科開設
「法 律 学、 政 治 学」	法学概論（1）（国際法を含む）	2		2～3	
	法学概論（2）（国際法を含む）		2	2～3	
	政治学概論（1）（国際政治を含む）	2		2～3	
	政治学概論（2）（国際政治を含む）		2	2～3	
「社 会 学、 経 済 学」	社会福祉概論		2	2	
	食料経済		2	2～4	
	食生活論		2	1	
	生活アート論		2	1～2	
	生活デザイン論		2	2～4	
	居住文化論		2	1～4	
	消費生活論		2	1～4	
	生活経済学		2	1～4	
	生活リスクマネジメント		2	1～4	
	生活経営学		2	1～4	
	生活コミュニケーション論		2	1～4	
	社会生活入門		2	1～2	
	現代社会研究		2	2～4	
	ワークルール論		2	1～4	
	環境社会論		2	1～4	
	食生活文化論		2	1～4	
	食料安全論		2	1～4	
	商品学		2	2～4	
	社会調査・統計法		2	2～4	
	社会学概論（1）	2		2～3	
	社会学概論（2）		2	2～3	
経済学概論（1）（国際経済を含む）	2		2～3		
経済学概論（2）（国際経済を含む）		2	2～3		
ワーク・ライフ論		2	1～4		
「哲 理 学、 宗 教 学」	哲学概論（1）	2		2～3	
	哲学概論（2）		2	2～3	
	倫理学（1）	2		2～3	
	倫理学（2）		2	2～3	
	宗教学概論	2		2～3	
合 計	24単位を必修とします。				

生活文化学科（「公民」高等学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
「法 律 学 （国際法を含む。）、 政 治 学 （国際政治を含む。）」	法学概論（1）（国際法を含む）	2		2～3	
	法学概論（2）（国際法を含む）		2	2～3	
	政治学概論（1）（国際政治を含む）	2		2～3	
	政治学概論（2）（国際政治を含む）		2	2～3	
「社 会 学、 経 済 学 （国際経済を含む。）」	社会福祉概論		2	2	
	食料経済		2	2～4	
	食生活論		2	1	
	生活アート論		2	1～2	
	生活デザイン論		2	2～4	
	居住文化論		2	1～4	
	消費生活論		2	1～4	
	生活経済学		2	1～4	
	生活リスクマネジメント		2	1～4	
	生活経営学		2	1～4	
	生活コミュニケーション論		2	1～4	
	社会生活入門		2	1～2	
	現代社会研究		2	2～4	
	ワークルール論		2	1～4	
	環境社会論		2	1～4	
	食生活文化論		2	1～4	
	食料安全論		2	1～4	
	商品学		2	2～4	
	社会調査・統計法		2	2～4	
	社会学概論（1）	2		2～3	
社会学概論（2）		2	2～3		
経済学概論（1）（国際経済を含む）	2		2～3		
経済学概論（2）（国際経済を含む）		2	2～3		
ワーク・ライフ論		2	1～4		
「哲 倫 学、 宗 教 学、 心 理 学」	哲学概論（1）	2		2～3	
	哲学概論（2）		2	2～3	
	倫理学（1）	2		2～3	
	倫理学（2）		2	2～3	
	宗教学概論	2		2～3	
	心理学概論（1）	2		1	心理学科開設
心理学概論（2）		2	1	心理学科開設	
合 計	20単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ1単位以上を修得したうえ、合計20単位以上修得しなければなりません。

生活文化学科（栄養２種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項</li> <li>・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項</li> <li>・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項</li> <li>・ 食に関する指導の方法に関する事項</li> </ul>	学校栄養教育論	2		2	
合計	2単位				

観光文化学科（「社会」中学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
日本史及び外国史	日本史（1）	2		1～3	
	日本史（2）		2	1～3	
	世界史（1）	2		1～3	
	世界史（2）		2	1～3	
	日本美術史		2	1～3	
	西洋美術史		2	1～3	
地 理 学 (地誌を含む。)	日本・世界地誌（1）	2		1～2	
	日本・世界地誌（2）		2	1～2	
	景観論		2	1～2	
	観光文化（日本）（1）	2		2～3	
	観光文化（日本）（2）	2		2～3	
	観光文化（アジア）（1）		2	2～3	
	観光文化（アジア）（2）		2	2～3	
	観光文化（アメリカ）（1）		2	2～3	
	観光文化（アメリカ）（2）		2	2～3	
	観光文化（ヨーロッパ）（1）		2	2～3	
	観光文化（ヨーロッパ）（2）		2	2～3	
	地理学概論（1）	2		2～3	
	地理学概論（2）		2	2～3	
「法 律 学、 政 治 学」	観光政策論		2	1～2	
	法学概論（国際法を含む）	2		2～3	
	政治学概論（国際政治を含む）	2		2～3	
「社 会 学、 経 済 学」	観光概論（1）	2		1	
	観光概論（2）	2		1	
	観光文化総論（1）	2		1	
	観光文化総論（2）	2		1	
	観光経営学		2	2～3	
	旅行業論		2	1～4	
	エアライン事業論		2	1～3	
	交通事業論		2	1～4	
	外食産業論		2	1～4	
	観光社会学		2	2～3	
	観光経済学		2	2～3	
	社会学概論	2		2～3	
	経済学概論（国際経済を含む）	2		2～3	
	ワーク・ライフ論		2	1～4	
「哲 倫 学、 宗 教 学」	哲学概論	2		2～3	
	倫理学	2		2～3	
	宗教学概論	2		2～3	
合 計	34単位を必修とします。				

観光文化学科（「地理歴史」高等学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
日本史	日本史（1）	2		1～3	
	日本史（2）		2	1～3	
	日本美術史		2	1～3	
外国史	世界史（1）	2		1～3	
	世界史（2）		2	1～3	
人文地理学 及び 自然地理学	景観論		2	1～2	
	観光文化（日本）（1）	2		2～3	
	観光文化（日本）（2）	2		2～3	
	観光文化（アジア）（1）		2	2～3	
	観光文化（アジア）（2）		2	2～3	
	観光文化（アメリカ）（1）		2	2～3	
	観光文化（アメリカ）（2）		2	2～3	
	観光文化（ヨーロッパ）（1）		2	2～3	
	観光文化（ヨーロッパ）（2）		2	2～3	
	地理学概論（1）	2		2～3	
地理学概論（2）		2	2～3		
地誌	日本・世界地誌（1）	2		1～2	
	日本・世界地誌（2）		2	1～2	
合計	20単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ1単位以上を修得したうえ、合計20単位以上修得しなければなりません。

観光文化学科（「公民」高等学校1種）

免許法施行規則に 定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
「法 律 学 (国際法を含む。)、 政 治 学 (国際政治を含む。)」	観光政策論		2	1～2	
	法学概論（国際法を含む）	2		2～3	
	政治学概論（国際政治を含む）	2		2～3	
「社 会 学、 経 済 学 (国際経済を含む。)」	観光概論（1）	2		1	
	観光概論（2）	2		1	
	観光文化総論（1）	2		1	
	観光文化総論（2）	2		1	
	観光経営学		2	2～3	
	旅行業論		2	1～4	
	エアライン事業論		2	1～3	
	交通事業論		2	1～4	
	外食産業論		2	1～4	
	観光社会学		2	2～3	
	観光経済学		2	2～3	
	社会学概論	2		2～3	
	経済学概論（国際経済を含む）	2		2～3	
	ワーク・ライフ論		2	1～4	
「哲 学、 倫 理 学、 宗 教 学、 心 理 学」	哲学概論	2		2～3	
	倫理学	2		2～3	
	宗教学概論	2		2～3	
	心理学概論	2		2～3	
合 計	24単位を必修とします。				

## IV 教科又は教職に関する科目

### 国際英語・史・心理・日本文化・生活文化・観光文化学科

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
教科又は教職に関する科目	介護等体験（事前・事後指導）	1		2	中学校1種免のみ
	教職インターンシップ（事前・事後指導）		4	3～4	

★「教科又は教職に関する科目」の修得単位数と最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の単位数をもって、合計8単位以上を修得しなければなりません。

### 児童教育学科（小学校1種）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数		年次	備考
		必修	選択		
教科又は教職に関する科目	介護等体験（事前・事後指導）	1		2	
	教職総合演習		2	3	
	特別支援教育実践演習		2	3	
	メディアリテラシー教育		2	3	
	外国語活動の指導法（英語）		2	2～4	
	教職インターンシップ（事前・事後指導）		4	3～4	

★「教科又は教職に関する科目」の修得単位数と最低修得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の単位数をもって、合計10単位以上を修得しなければなりません。